

り、出来た裏金は上の方が持って行ってしまふは、通じないであろう。しかし、警部クラス以上で裏金を作る、国費を上手くごまかす（警備・公安などの脇の固い部門）等になるのではないか。

警察ネットの課題について。現場警察官の待遇改善を目的としている警察ネットとしては、これから、①ノルマの事態解明（組織が大きくなれば、数字の管理は必要だが、それが「警察のための管理」になっている点が問題）、②時間外勤務手当（ノルマと連動している。数字を多くあげた人に超勤手当も多く支給される）、③不合理な内規（他行届け、私見の公表など、組織にとって都合の悪い警官を非難するために使われている）、④不祥事報道（マスコミに報道されてはじめて「不祥事」となる）、などの問題に取り組んで行くべきである。

■ 会場発言（仙波敏郎さん）

捜査報償費は警察の現場には無い、現場警察官には渡っていない。そういう制度は現場にはない。ウソの捜査報償費のために、現場で偽造領収証作って裏金化している。全ての裏金が無くならなければ、本当に正しい警察はできない。



警察ネットの活動状況

最近の警察ネットの活動状況をご報告します。

■ 主な講演活動

- ▶ 9月10日、11日（別府） 第12回全国市民オンブズマン別府大会
- ▶ 9月25日（群馬） 市民オンブズマン群馬の総会にて講演（仙波、大河原）
- ▶ 10月10日（尼崎） 新聞労連主催・記者研修会（原田）

■ 警察官に対する具体的支援事件

（今後の日程／場所）

<仙波敏郎さん>

- ▶ 行政不服申立事件／愛媛県人事委員会（10月27日午後2時から3時（ただし、準備手続。一般には公開されません。）
- ▶ 警乗手当請求事件／松山地裁（11月1日午前11時／31号法廷）
- ▶ 国家賠償請求訴訟／松山地裁（12月13日午後3時／31号法廷）

<大河原宗平さん>

- ▶ 懲戒処分審査請求／群馬県人事委員会（10月19日午後1時30分／県庁26階審問室）
*公務執行妨害事実の虚構ぶりがかなり明らかになってきた。
- ▶ 捜査報償費ネコババ事件／前橋地裁（10月21日午後4時／21号法廷）
*ニセ領収証を書かせた経過を県警はどこまで認めるか。
- ▶ 債務不存在確認訴訟／前橋地裁（10月21日午後4時／21号法廷）
- ▶ 国家賠償請求訴訟／前橋地裁（10月21日午後4時／21号法廷）
*論理のごまかしで逃げ切ろうとする地検。
- ▶ 奨学金返還請求訴訟／前橋地裁（10月21日午後4時30分／21号法廷）

<片岡壮起さん>

- ▶ 懲戒処分取消等請求訴訟／高松高裁（11月22日午後1時20分／2号法廷）
*贈収賄関係は存在しなかった?! なのに、辞職願を書く警察組織の異常。

カンパをありがとう

今年8月20日から10月12日現在までのカンパの延べ人数は10人、総額は165,780円でした。ありがとうございました。

カンパの用途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120-5-593264

加入者名 明るい警察を実現する
全国ネットワーク

※ 賛助会員会費(6,000円)のお振込の場合は、払込取扱票の通信欄に「会費として」とお書きください。カンパをお振込される場合は、「カンパとして」とお書きください。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク

代表 原田 宏二 事務局長 清水 勉
〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地
四谷ニューマンション 309
さくら通り法律事務所内

TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856

E-mail : police@ombudsman.jp

明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第3号

道警裏金問題の真相徹底解明を求める署名

北海道警察の裏金問題は、2005年5月に報告された道監査委員による確認監査の結果から、捜査用報償費等4費目で約4億円の「使途不明金」が判明しました。他の費目における「使途不明金」の存否をはじめ、「私的流用」や「上層部の関与」などの疑惑・疑念を残したままでは、真の再発防止対策の確立はもとより、失われた警察の信頼を回復することはできません。



このため、道警不正経理問題を徹底解明し、信頼回復を求める道民の会（「道民の会」）は、道議会に対して道警裏金問題の真相を徹底解明する「百条委員会」の設置を求めるとともに、知事に対しては適正な予算監督権の行使を求めるために、9月23日より百万人請願署名を実施しております。ぜひ署名にご協力ください！

署名は、11月10日（木）が最終期日です。署名は、第4回定例道議会開会中に、知事、議長宛に提出します。なお、「道民の会」は個人情報保護法に基づき、入手しました個人情報は、本署名の目的以外には利用いたしません。また、保有する個人データは適正に取扱い、第三者に提供することはありません。

署名に関する情報は、道民の会ホームページ（<http://www.douminno-kai.net/contents/syomei.html>）をご覧ください。

第12回 全国市民オンブズマン別府大会 警察問題分科会報告

去る9月11日（日）、大分県別府市内で開かれた全国市民オンブズマン別府大会の2日目、警察問題分科会が開かれ、市民オンブズマンと警察ネットの会員が報告と問題提起をしました。

大分県内でも県警の不正経理問題が地元新聞（大分合同新聞）で精力的に報道されていることもあって、一般市民の関心も高く、分科会は約80名の参加者の熱気で盛り上がりしました。

◆第1部 裏金問題◆

▶一斉情報公開請求についての報告

昨年の函館大会での決議に基づき、2004年11月29日、全国一斉に平成12・15年度の捜査報償費（県費）の情報公開請求を行い、部分開示・不開示に対しては、審査請求（13件）と情報公開訴訟（5件）を提起した。

ところが、これに先立ち各地の市民オンブズマンが審査請求を求めた事例で、情報公開審査会が警察の非公開処分を一部取消し、一部公開すべきと答申したものの、これを受けた公安委員会が答申に従わなかったケースが、2004年4月から7月にかけて、立て続けに5件（宮城、青森、岩手、滋賀、佐賀）も発生した。かかる動きに関しては、各地の情報公開審査会が公安委員会に抗議文を提出している（青森、宮城）。実施機関が情報公開審査会の答申を全く無視するということはこれまでほとんどなかったことであり、ましてや、情報公開審査会が文書で抗議するというのは前代未聞である。



宮城では、仙台市民オンブズマンが、答申を尊重する義務に違反したことを公安委員会の手続違反と構成し、裁決取消訴訟を提起し、答申を無視した公安委員を法廷で証人尋問しようと計画している。

▶大内 顕氏の講演

後半は、『警視庁ウラ金担当』著者・大内顕氏の講演が行われた。

警察も含めた官庁の会計の仕組みは制度上厳格に会計法、条例等で規定され、金銭的な事故防止のために3原則（①分任－契約、検収、支払等担当が区分されている、②後払い、③現場に現金なし）がある。しかし、捜査費等の機密費は上記の手順を踏めないのが、例外として資金前渡しとされ、そのために裏金の温床になる。同じ現金でも領収証を作って裏金化すれば「縛り」が外れるの

で、警察の裏金は「マネーロンダリング」である。そのため、一旦、100%ウラ金に回し、実際に必要な場合も裏金から支出する。



警察予算は捜査費よりも旅費の方が多い。3,000

人の機動隊は、毎日輸送車で現場に赴き、交替して自分の隊に戻るだけでも、出張として、法律上旅費が支給される。その他、日当、宿泊費も支給される。しかし、従来は、警備一課で隊員の旅費等を代理受領し、裏金化していた。隊員は、知らないで文句出ない。

私は、平成 10 年の国の支払システム変更の際に、警視庁のプロジェクトチームで裏金システムに携わることとなった。警視庁の懸念は、旅費等が隊員に直接振り込まれるようになると、これまで旅費等を隊員に支給してこなかったことがバレてしまうことと、裏金原資が無くなってしまふことであつた。結局、機動隊員に関しては、例外的に受領代理人の指定口座へ支払うことで裏金システムは温存されることとなった。

警察の裏金に関する資料は、情報公開では出て来ないので、流出書類で見るしかない。愛媛県大洲署の偽造セットはすごい。まだ完成していない作成過程のものがあった。そのことは、領収証なら金を受け取った人の氏名の脇に押印があるはずなのにそれが無いことに現れている。これから押印するはずだったのだ。

裏金は「雑費」がないための必要経費確保のためという面があると思いたい、それなら必要な経費として請求させて、オープンに議論すべきではないか。

◆第 2 部 警察の実態を知る◆

☆警察とノルマ☆

現場の警察官の仕事はノルマに始まってノルマに終わる、と言ってよいくらい、ノルマだけだ。ノルマ至上主義では地域住民の安全は守れません。

■ 報告 1. ノルマ仕事 (大河原宗平さん)

「ノルマ」は警察の大きな問題であり、これによって本当に困った人を助けることができない。警察のために警察活動した人が評価される仕組み。

① 交通違反のノルマ

最初から決められた数の違反者を捕まえることがノルマ表で決まっている。警察は国民を自分の手の内に入れたい。

犯則金を警察が吸い上げ、信号機、センターライン等を設置するが、業者に支払う額は見積額の何分の一で、その差額も警察



の裏金になっている。

現場の制服組や交通課にはノルマ達成の圧力がかかり、達成者が評価される。そのため、でっち上げが生まれてくる。酒気帯び検知の風船の「2 度引き」や、予め酒気を仕込んでおいた検知管とのすり替えなどが行われている。

② 指紋・顔写真

本来、刑事訴訟法上は逮捕した場合にかぎって指紋採取・顔写真撮影を認めている。しかし、警察の実務では任意捜査でも指紋・顔写真の採取のノルマが警察官に課され、少年の自転車盗、主婦の少額の万引き等、逮捕しない場合でも、いろいろな脅しをして指紋採取・顔写真撮影が行われている。上からは、70%以上取るようにと言われている。そう言われると、現場は 100%を目指す。指紋採取・顔写真撮影の半数は、こうして、任意捜査の被疑者などから強制的に取られている。

③ 警察官採用応募者の受付

こうしたものにもノルマが課されていることをほとんどの人は知らないと思う。1 人 1 件の応募を受け付けると、署長表彰をもらえる。愛媛県では 1 人 1,000 円。これはどこから出た金だろう。

こうやって応募者を水増しすれば、競争率が高くなり、警察の仕事が人気があるように数字上みえる。こんなやり方は世間を欺くものであり、警察の見栄と自己満足でしかない。

以上の話は一例で、警察では何にでも「ノルマ」が課され、たとえ管轄内の近隣の人を救助しないで放って置いても、ノルマの数字をあげさえすれば、上司は喜ぶし、警察組織の中では評価される。このような現状では、「地域のための警察」にはならない。

☆“暴走”人事☆

いまどき、日本語のわからない外国人でもアルバイト先でひどい待遇を受ければ弁護士(会)に相談します。しかし、警察官はどんなにひどい人事をされてもだれも弁護士(会)に相談しません。だから、理不尽な人事が堂々と罷り通ってしまうのです！

■ 報告 2. 強引な不公平人事 (片岡壮起さん)

私は、強引で不公平な人事により、違法に退職強要され、44 歳で高知県警を依願退職させられた。採用後、長年防犯畑(生活安全課)を勤め、26 年目の 43 歳で警部に昇任した。これでやっと自分の思っている警察官の仕事ができるようになると



喜んでいた。

ところが、警部補になって 10 日目、かつての部下の捜査情報漏洩事件に巻き込まれてしまった。その部下は、かねてから風俗店の経営者と親しい関係にあり、よくご馳走になっていた。その店には警察幹部を始めとして多くの警察官が客として行っており、警察内ではだれもこの店が摘発対象になるという話などしたことがなかった。それが入国管理局が主導的立場で摘発することにし、高知県警は協力せざるを得なくなった。このとき捜査の直前に捜査情報を店に流した者がおり、大量の現行犯逮捕は空振りに終わった。捜査情報を流したのは経営者と親しい警察官だった。



私もかつてこの警察官と一緒にその店に行っていたことがあったため、県警から「収賄だぞ」と言われた。自分は、元部下のおごりと思っており、まさかその部下が飲食代を店に支払っていないとは思っていなかった。当然収賄の意識はないので否認していたら、そのうち捜査が手詰まりとなったようで、「否認するなら逮捕だ」と脅された。「ウソでもいいから認めたら、処分も停職で終わる」と言われた。収賄金額も 7 万円くらいで起訴基準に充たなかったため、捜査官の言葉を信用して、白白調書の作成に応じることにした。警察組織を完全に信頼していた。そのため、他の人の供述に合わせて作文してもらい、「読み聞け」もそこそこに供述調書に署名した。

ところが、その後、監察官室で「辞めないで懲戒免職、起訴もするぞ」と突きつけられた。幹部職員を 1 人辞めさせれば世間的に納まりがつくという上層部の判断だろう。その風俗店は元々県警幹部も多数出入りしており、外国人タレントと結婚した人もいる。また、その時の摘発理由である、興行ビザの外国人が同時にお客を接待もするという営業は平成元年頃から続けており、不法就労として摘発するのは、その時が高知県ではじめてのケースであった。そのため、たまたま元部下と店に行っていたことが私がスケープゴートにされた。

これに納得できなかったため、懲戒処分取消請求等の裁判を高知地裁に起こしたが、



一審判決は敗訴。現在、高松高裁に控訴中である。警察は、組織に要らない人材だと判断したら、いとも簡単に掌をかえすようなことをする。このような組織環境では現場の警察官は人間不信、組織不信にひとり悩み続けざるを得ないのであって、とても一般市民の安全を第一に考えながら仕事をするなどできない。

■ 報告 3. 警察に加担するマスコミ (東玲治さん)

報道に携わる人の使命は、①反体制的立場を貫く、すなわち物事を批判的に見る、②「決定的な事実」を書くこと、にある。しかし、警察の組織的不正の追及についてマスコミは役に立っていない。

警察の裏金問題が明るみになってから相当期間経っているのに明るい見通しが立たないのは、マスコミだけの責任ではない。警察を監視する立場の議会、知事、監査委員、誰一人としてまともな仕事をしていないからだ。

では、書く側の人間としてマスコミ、記者はどうすればよいか。「決定的な事実」を書けばよい。そうすれば情勢はガラリと変わる。それは組織でないとできないということではない。1 人でもできる。むしろ数に組み込まない姿勢が大切だと思う。

現在は、警察裏金報道は、告発者と市民オンブズマンの情報公開に頼っている状態である。これでは報道とは言えない。

自分の記者時代の経験からすると、役所を攻撃するとき、単純に事実をぶつけるだけではダメだ。こちらが「A」と報道すれば、役所は必ず「A」ではなく「B」だと反論するから、記者はそこまで予測して、「B」を潰す証拠を“隠し球”として持っている必要がある。これがあれば、「B」が出てきても慌てる必要はなく、確実に役所をやっつけることができる。

記者は会社に雇われているサラリーマンという地位にどっぷり浸かっているわけではない。ひとりのジャーナリストとして行動すべきだ。



■ 報告 4. 警察ネットの 1 年 (原田宏二さん)

警察ネット立ち上げ後、かなりの数の現職警官、警察OBから相談を受けるようになったが、特に現職との接触には気を遣った。

警察では、捜査費の予算が減り、そのうえ執行率も激減している。もともと、警察では、この間、適正執行の実績作りをしている。今では、捜査用諸雑費が 80%、協力者への謝礼が 20%と、以前と比べて比率が逆転している。

最近、現場にはお金が回るようになったが、捜査員は使えなくて困っている。しかし、上からは盛んに「使え、使え」と言われている。

警察の裏金は今後も無くなるとは思わない。確かに、従来のやり方(現場を巻き込んで裏金を作